

議第 82 号 滋賀県流域治水の推進に関する条例案について
(議第 141 号からの修正・追加部分を_____で示しています。)

1 前文 関係

- (1) 近年、滋賀県を含む全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生しているものとすること。(前文)
- (2) 水害から県民の生命と財産を守るためには、まず、河川の計画的な整備を着実に進めることが何より重要であることの認識を明らかにすること。(前文)
- (3) 「ながす」対策が基幹的対策であることを示すこと。(前文)

2 目的 関係

- (1) 目的規定から「河川の整備」および「建築物の建築等の制限に関する措置」の文言を削除すること。(第 1 条)

3 基本理念 関係

- (1) 流域治水は、河川の整備が洪水による河川等の氾濫を防ぐための基幹的な対策であることに鑑み、河川を管理する者の責務にのっとり、河川の整備を計画的かつ効果的に実施することを旨として推進されなければならないものとすること。(第 3 条)

4 河川整備 関係

- (1) 知事が河川の整備を行う場合において、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域に係る河川の整備が早期に実施されるよう特に配慮するものとすること。(第 9 条)
- (2) 河川整備は、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削、洪水調節の機能を有する施設(ダム等を含む。)の設置等の対策を計画的かつ効果的に組み合わせて行うものとすること。(第 9 条)

5 浸水危険区域 関係

- (1) 「浸水危険区域」を「浸水警戒区域」に改めること。(第 13 条、第 14 条)
- (2) 市町長からの意見聴取の手續に係る規定中、回答期限の設定の部分を削ること。(第 13 条)
- (3) 知事は、浸水警戒区域の指定をしようとするときは、滋賀県流域治水推進審議会の意見を聴かなければならないものとすること。(第 13 条)

6 水害に強い地域づくり協議会 関係

- (1) 水害に強い地域づくり協議会の協議事項に浸水警戒区域の指定に関する事項を明記すること。（第 33 条）

7 滋賀県流域治水推進審議会 関係

- (1) 知事の附属機関として、滋賀県流域治水推進審議会を設置するものとする。
（新規条項）

- 定 数 15 人以内
- 構 成 員
 - ・学識経験者
 - ・知事が適当と認める者
- 任 期 2 年
- 審議事項
 - ・浸水警戒区域の指定に関する事項
 - ・その他流域治水の推進に関する事項
- そ の 他 部会を設けることができる。

8 議会への報告 関係

- (1) 知事は、毎年度、流域治水に関する施策の実施状況について、議会に報告しなければならないものとする。（新規条項）

9 罰則 関係

- (1) 罰則規定は、当分の間、適用しないものとする。（付則）